

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
徳三運輸倉庫株式会社	代表取締役	兼子 卓三	静岡県	運輸業, 郵便業	http://www.tokusan-unyu.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2020年3月26日
-------	------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	荷主様や取引先会社様から改善提案があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、当社からも積極的に改善案があるときは提案していき、より良い環境・関係を協力して構築していきます。
2	A ⑪	高速道路の利用	中長距離配送はもちろんのこと、県内配送においても状況に応じて、運転者へ対しての負担削減に繋がるよう、疲労改善及び労働時間の短縮を目的として、高速道路の利用を更に推進していきます。
3	B ①	運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進し、契約内容を明確化するとともに、契約内容の遵守に努めます。
4	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	荷主様や取引先会社様を選定する際は、関係法令を相互に遵守できる相手方を考慮します。
5	C ②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	働き方改革等に取り組んでいる物流事業者と相互関係を築き、積極的に活用しながら相乗効果を目指します。
6	D ①	荷役作業時の安全対策	労働災害事故防止対策のガイドラインに沿って作業し、荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を図って参ります。
7	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風、豪雨等の異常気象が発生した時や事前情報を収集した際には運転者の安全を最優先に考え、運行の中止、中断等が必要と判断した場合には、お客様に理解を求めます。
8	F ①	多様な人材が活躍できる職場環境づくり	若年層・女性・高齢者・障害者等、幅広い採用活動を展開するとともに、風通しの良い風土と幅広い職種を設けて働きやすい職場環境を構築します。

PR欄	<p>私たち徳三運輸倉庫は、流通業務の使命を自覚し、経験豊かな最高の技術と能力、最高のマナーをもってお客様の立場に立った速やかな業務を実行し、お客様の笑顔と社員の笑顔を守ります。</p>
-----	---